

29宇農委第227号  
平成29年12月5日

## 宇治市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

宇治市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、宇治市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり策定いたします。

### 記

#### 第1 基本的な考え方

改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が法令業務として、位置付けられました。

本市においては、平地と中山間地が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた農業の取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

平地では、伝統的産業である宇治茶の生産、巨椋池干拓田を中心とした水稻や、都市近郊の立地性を活かした野菜・花き等の多様な作物の生産が行われていますが、都市化の進行による農地の減少をはじめ、小規模経営、宅地開発による経営規模の縮小や相続による農地の資産的活用等の構造的な問題を抱えております。その中で全農地の17%を占める市街化区域内農地は、10年前と比べ21ha（24%）減少し、平成29年4月1日時点において67haとなっています。一方、中山間地では、過疎・高齢化、後継者不足、有害鳥獣による農作物被害等が顕在化しており、不作付地や耕作放棄地が増加し、営農環境は悪化しています。

こうした中で本市においては、平成26年3月に策定しました「京力農場プラン」に基づき、都市近郊型農業を確立した地域づくりを目指し、新規就農の促進や6次産業化の推進と、担い手への農地利用の集積・集約化のため農地中間管理事業の積極的な活用を図りながら取り組んでいく必要があります。

市街化区域農地は、都市農業やオープンスペースとしての多様・多面的な機能を有しているとともに、都市農業振興基本法及び平成29年6月に施行されました都市緑地法等の改正に基づき、都市農地としての保全・活用を図っていく必要があります。

また、中山間地では、遊休農地の発生が懸念されますことから、その発生防止・解消に努めるとともに、再生利用困難となっている荒廃農地については、農林水産省経営局長通知に基づき「非農地判断」を行うこととし、守るべき農地との明確化を図り、年次

計画を立て取り組んでいく必要があります。

以上の観点から、活力ある農業と農地等の利用の最適化の推進を促進するため、宇治市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、平成35年を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地台帳 面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	425 ha	0.6 ha	0.14 %
3年後の目標 (平成32年4月)	415 ha	0.3 ha	0.07 %
目 標 (平成35年4月)	405 ha	0 ha	0 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による「利用状況調査」と同法第32条第1項の規定による「利用意向調査」の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付28経営第509号通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施します。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付手続を行います。

非農地判断について

- 利用状況調査の結果、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて、農林水産省経営局長通知に基づく「非農地判断」を行うこととし、守るべき農地との明確化を図り、次のとおり年次計画を立て取り組んでいきます。

非農地判断の目標

	管内の農地台帳 面積（A）	荒廃農地面積 （B）	荒廃農地の割合（B/A） 非農地予定地域数
現 状 （平成 29 年 4 月）	425 ha	22.6 ha	5.3 % 0 地域
3 年後の目標 （平成 32 年 4 月）	415 ha	18.7 ha	4.5 % 3 地域
目 標 （平成 35 年 4 月）	405 ha	15.6 ha	3.9 % 5 地域

（注） これまで農業委員会では、農用地区域を守るべき農地に位置付けるとともに、農用地区域でない農地が所在する中山間地を対象に、年次計画を立て集落ごとに、平成 24～26 年度に志津川地域、平成 27～28 年度に炭山地域において、非農地調査を実施し、現況に応じて非農地判断を行ってきた。

遊休農地等に対する農地活用方法について

農地バンク制度や市民農園の開設などの農地活用方法に関して、情報提供等の普及促進を行い、遊休農地の発生防止・解消に努めていきます。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現 状 （平成 29 年 4 月）	399 ha	112.0 ha	28.1 %
3 年後の目標 （平成 32 年 4 月）	389 ha	122.3 ha	31.4 %
目 標 （平成 35 年 4 月）	379 ha	132.7 ha	35.0 %

（注） 担い手への農地利用集積率は、これまでににおける農地利用集積の実態を踏まえて、目標設定した。

担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農 者	基本構想水準 到達者
現 状 (平成 29 年 4 月)	319 戸 ( 45 戸)	48 経営体	8 経営体	7 経営体
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	319 戸 ( 45 戸)	56 経営体	6 経営体	7 経営体
目 標 (平成 35 年 4 月)	319 戸 ( 45 戸)	61 経営体	5 経営体	7 経営体

(注) 「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値を使用している。「基本構想水準到達者」とは、「農業経営改善計画」を市に提出していないが、基本構想水準を満たし、元認定農業者等の認定農業者に準ずる者をいう。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

「京力農場プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らし合わせた実現可能性のある「京力農場プラン」の作成と見直しに主体的に取り組むこととします。

農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、京都府農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「京力農場プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がい

ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

農地利用されているが、利用権の設定がされていない農地については、積極的に利用権設定を推進します。

農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確認することができない優良な農地については、公示手続きを行い、府知事の裁定による中間管理権の設定を活用し、農地の有効利用に努めます。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 29 年 4 月）	5 人 （ 0.8 ha）	1 法人 （ 0.3 ha）
3 年後の目標 （平成 32 年 4 月）	14 人 （ 4.1 ha）	4 法人 （ 1.2 ha）
目 標 （平成 35 年 4 月）	23 人 （ 7.4 ha）	7 法人 （ 2.1 ha）

（注） 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮し、農業委員会の区域内に必要な経営体数を算定した。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

関係機関との連携について

- 京都府、京都府農業会議、京都府農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談業務を行います。

企業参入の推進について

- 担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

農業委員会のフォローアップ活動について

- 市、関係機関等と連携し、農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備します。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担います。